

添付書類の省略

毒物及び劇物取締法の規定による申請又は届出の際に、添付すべき書類に関して、当該申請等以前に同一内容の書類が市に提出されている場合で次ページの条件を満たすときは、その旨を申請書等の備考欄に付記することにより、**先に提出した内容に変更のない場合に限り**、当該申請等の際に同一書類の添付を省略することができます。

なお、本市では電子申請システムを導入していませんので、毒物及び劇物取締法施行規則第2条第3項に規定する添付書類の省略はできません。

*備考欄の記載方法

添付する書類を省略する場合は、既に申請等時に書類を添付している店舗の登録（許可）番号、登録（許可）年月日、当該書類が添付された申請又は届出年月日及び添付を省略する書類の種類（定款、寄付行為、登記事項証明書、店舗平面図、貯蔵設備の概要図、診断書、雇用契約書の写し、使用関係を証する書類、資格を証する書類）を記載してください。

<記載例>

本申請に係る添付書類のうち、診断書及び資格を証する書類は〇〇営業所（登録番号：毒第〇〇〇〇号 登録年月日：〇年〇月〇日）の〇年〇月〇日付けの届出時に添付しています。

省略できる添付書類及びその条件

省略できる添付書類	条件
<p>定款若しくは寄付行為又は 登記事項証明書</p>	<p>① 医薬品販売業等（高槻市長が許可するものに限る。以下同じ。）の許可を受けている者（申請中の者も含む。以下同じ。）が、新たに毒物劇物販売業の登録申請を行う場合</p> <p>② 市内で毒物劇物販売業の登録を受けている者が、新たに毒物劇物販売業の登録申請を行う場合、又は同じ場所で毒物劇物販売業の種類を変えて登録申請を行う場合</p> <p>③ 市内で複数の毒物劇物販売業の登録を受けている者又は医薬品販売業等の許可を受けている者がその中の1店舗の変更届に左記書類を添付した上で、他店舗の変更届を行う場合</p>
<p>資格を証する書類、 診断書及び使用関係証書</p>	<p>① 市内にある毒物劇物販売業の登録を受けている店舗または毒物劇物業務上取扱者の届出を行っている店舗の毒物劇物取扱責任者が異動により、引き続き同一営業者の毒物劇物取扱責任者になった場合</p>